

川崎市立南菅小学校 PTA 規約

第一章 名 称

第 1 条 本会は「川崎市立南菅小学校 PTA」と称し、事務局を川崎市立南菅小学校に置く。

第二章 目 的

第 2 条 本会は、会員が互いに協力して会員相互の融和に努め、家庭・学校・社会での児童の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。

第三章 会 員

第 3 条 本会の会員は、入会届を提出し受理された、本校児童の保護者と教職員をもって構成する。

第四章 会 費

第 4 条 ① 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。

② 会費は、一世帯月額 300 円とする。

第五章 組 織

第 5 条 ① 本会に次の役員及び会計監査を置く。尚、教職員の役員の選出は学校に一任する。

○ 会長（保護者 1 名）

○ 副会長（保護者若干名）

○ 書記（保護者若干名・教職員 1 名）

○ 会計（保護者若干名）

○ 会計監査（保護者 2 名・教職員 1 名）

② 役員及び会計監査の任務

○ 会長は、本会を代表し会務を総括する。

○ 副会長は、会長を補佐し、会長の職務を代行する。

○ 書記は、会務の記録・集会・会員へのたよりの発行の事務にあたる。

○ 会計は、会の経費・活動の収支決算等に関する報告及び会計事務を行う。

○ 会計監査は、経理の監査を担当する。

第 6 条 役員及び会計監査の任期は 1 年とする。但し再任をさまたげない。

補充役員・会計監査の任期については前任者の残任期間とする。

第 7 条 役員及び会計監査は次の方法により選出する。

① 役員候補者及び会計監査候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）を構成する。

② 推薦委員会の定数と選出方法は細則に定め、会長がこれを委嘱する。

③ 役員及び会計監査は推薦委員会の推薦により、総会の承認を得て選任する。役員及び会計監査に欠員が生じた場合は、推薦委員会の推薦により運営委員会が承認してこれを補充する。

第 8 条 ①～③削除

④ 各学年からの会員の互選により専門委員を選出する。

⑤ 専門委員の任期は次年度初頭の総会后、引き継ぎをもって終了する。

⑥ 専門委員の欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第六章 機 関

第 9 条 本会にはつぎの機関を置く。

1) 総会

2) 運営委員会

3) 削除

4) 専門委員会

5) 特別委員会

1) 総会

- ① 総会は全会員で構成し、会長が招集し、年1回以上開催する。
但し会長及び運営委員会が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。なお総会は対面または書面にて行う。
- ② 総会及び臨時総会は、対面総会の場合、会員世帯数三分の一（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、議決は、出席数の過半数をもって決定する。書面総会の場合、議決は会員世帯数の過半数の賛成をもって決定し、賛否は議決行使書により行う。議決行使書の提出がない場合や白票は賛成とみなし、無記名票は無効とする。

2) 運営委員会

- ① 運営委員会は、役員・校長及び各種専門委員会より正・副委員長3名ずつによって構成する。
- ② 運営委員会は、原則として年数回開催する。また、必要に応じて、会長により随時招集することができる。
- ③ 運営委員会は、総会に次ぐ決定機関とし、過半数の出席をもって成立し、議決は、出席数の過半数をもって決定する。
- ④ 運営委員会は、次の活動をする。
 - 会務全般にわたる活動内容の企画・立案・審議・決定。
 - 渉外にかかわる諸事項の処理。
 - 総会における議案の作成並びに提案。報告事項の伝達。
- ⑤ 運営委員会の内容は、運営委員会だよりとして会員に報告する。

3) 削除

4) 専門委員会

専門委員は、各学年より選出される。その運営について必要な事項は、細則14条に定める。

- ① 専門委員全体会は、専門委員及び役員・関係教職員で構成する。
- ② 専門委員全体会は任期中に2回開催する。また、必要に応じて会長より随時招集する事ができる。
- ③ 専門委員会は、会務全般にわたる活動・内容の審議を行う。
- ④ 専門委員会は、過半数の出席をもって成立する。

5) 特別委員会

- 特別な事項においては必要に応じて運営委員会の議を経て随時これを設けることができる。但し、任務終了と同時に解散する。
- 特別委員会の運営についての必要な事項は、細則（15条）に定める。

第七章 会 計

- 第10条
- ① 会員は会費を会計に納入する。
 - ② 会計は会計年度毎に決算報告書を作成し、総会において承認を得なければならない。
 - ③ 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第八章 慶 弔

- 第11条
- 児童及び会員の慶弔に対してはその意をあらわすものとする。
表意の方法については運営委員会で決める。

第九章 規約改正

- 第12条
- この規約は、総会における三分の二以上の賛成をもって成立し、規約の改正は、対面総会の場合、総会又は臨時総会における三分の二以上の賛成をもって成立する（委任状を含む）。書面総会の場合、会員世帯数の三分の二以上の賛成をもって成立し、賛否は議決行使書により行う。なお議決行使書の取り扱いは第六章第9条1)総会②の項と同様とする。

第十章 細 則

- 第13条
- この会の運営に関し必要の細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て制定又は改廃し、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 14 条 専門委員会

専門委員会は必要に応じて委員会を改廃することができる。

- 校外委員会
 - 広報委員会
 - 成人委員会
- ① 各種委員会ごとに、正・副委員長及び必要に応じて他の役職者を選出する。
- ② 各種専門委員会は、必要に応じて開催し、次のような活動を行う。
- ・ 校外委員会
学校・家庭・地域同士の密接な連絡をはかり、児童の校外指導全般の推進にあたる。
児童及び会員相互の福利厚生に協力するための活動を行う。
 - ・ 広報委員会
会員相互の連絡をはかるため、機関紙を発行し、情報を提供する。
 - ・ 成人委員会
会員の教養と識見を高め、会員相互の交流親和をはかるための企画・実行にあたる。

第 15 条 特別委員会

1. 地域教育会議保護者委員会

- (1) 地域教育会議保護者委員会は若干名の保護者委員で構成される。
- (2) 保護者委員は、次のような活動を行う。
- ・ 南菅中学校区地域教育会議に所属する。
 - ・ 南菅中学校区地域教育会議と連携して本会の運営に参画し、本会の目的を果たす。
- (3) 保護者委員の数及び任期は、南菅中学校区地域教育会議規約の定めるところによる。

2. 推薦委員会

- (1) 推薦委員会は下記の委員をもって構成する。
- 専門委員より 6名
 - 教職員より 2名
- (2) 会長は推薦委員の氏名を公示する。
- (3) 推薦委員長（正・副）は委員の互選による。
- (4) 推薦委員会は、委員の三分の二以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。
- (5) 推薦委員会は、役員、会計監査、及び地域教育会議保護者委員候補者を選考し、その承諾を得て、原則として総会前に全会員にその氏名を知らせる。
- (6) 推薦委員会は、推薦委員会の長が招集する。又、役員及び会計監査候補者との折衝及び候補者の内定は推薦委員会発足次第適宜開始する。
- (7) 推薦委員は、原則として役員、会計監査、及び地域教育会議保護者委員の候補者に成らない。
- (8) 推薦委員の選任については、原則次年度引続き在籍する会員の中からとする。
- (9) 推薦委員の任期は次年度推薦委員会の公示日までとする。

3. その他会長及び運営委員会が必要と認めたもの。

第 16 条 会計監査

- (1) 本会には、保護者 2 名の会計監査を置く。
- (2) 会計監査は、年 1 回以上、会計帳簿・記録・財産を監査し、結果を総会に報告する。尚、監査の回数および時期については、各年度の関係者間で別途協議する。
- (3) 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第17条 慶弔規定

- (1) この規定は、川崎市立南菅小学校PTA 規定とし、児童・会員の慶弔に関して会を代表して意を表す。
- (2) この規定の改廃は、運営委員会の合議により行う。
- (3) 弔意
 - 児童 10000 円
 - 会員花輪・生花又は相当額
- (4) 病気・負傷・災害見舞
 - 児童・教職員病気負傷
但し、連続3週間以上入院又は自宅加療の時 3000 円
 - 会員災害の場合は、運営委員会で合議の上決定する。
- (5) この規定以外の特別の事情のある時は、運営委員会合議の上考慮する。但し、緊急の場合においては、役員合議の上対処し、後日運営委員会の了承を得ることとする。
- (6) この規定は、1987年5月23日より施行する。

第18条 個人情報取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては別に定める「川崎市立南菅小学校PTA 個人情報取扱規則」による。

「付則」

本規約は、1988年5月14日からこれを適用する。

1990年5月1日改正

1991年5月11日改正

1993年2月20日改正

1997年4月30日改正

(第六章、第9条の(2))

1997年12月3日改正

(第五章、第7条、第8条)

(第六章、第9条の(4))

(第十章、第13条、第14条、第15条)

2002年3月4日改正

(第十章、第14条、(6))

2004年4月28日改正

(第五章、第5条、第8条、第9条(4)、第10章、第14条、第17条)

2009年2月27日改正

(第五章、第9条2)③)

2011年2月28日改正

(第五章、第5条①)

(第十章、第16条(2))

2013年5月1日改正

(第十章、第15条)

2015年2月20日改正

(第五章、第六章、第十章)

2017年4月26日改正

(第五章、第5条①)

2018年4月25日改正

(第五章、第8条①~⑥、第六章、第9条3)、4)②、第十章、第18条)

2022年2月24日改正

(第六章、第十章、第14条、第15条)

2023年5月10日改正

(第三章、第六章、第9条1)、2)②、第九章)